３．「行政機関等匿名加工情報の利用」には、⑴から⑷までの事項を具体的に記載すること。また、⑷の「上記⑶の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

４．「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

５．「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第116条第１項前段の提案をする場合に限る。）。

６．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［新設］

別記様式第十三（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第一項関係）

第　　号
年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

（提案者）　様

行政機関の長等　印

年　　月　　日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第116条第２項で準用する第112条第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第２項の規定により、以下の事項を通知します。

１．契約の締結

（行政機関の長等）との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記２．に従って手数料（又は利用料）を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第１項各号に掲げる書類を　　年　　月　　日（必着）までに提出してください。

２．手数料（又は利用料）

⑴　納付すべき手数料（又は利用料）の額

⑵　手数料（又は利用料）の納付方法

⑶　手数料（又は利用料）の納付期限

３．行政機関等匿名加工情報の提供の方法